

令和3・4年度
入札参加資格審査申請書

提出の手引き

(共 通)

泉 大 津 市
総務部総務課

目 次

持参受付日程表	3P
郵送受付案内	5P
1. 資格要件	6P
2. 申請の制限	8P
3. 資格の停止と抹消	8P
4. 申請の時期	8P
5. 申請についての注意事項	9P
6. 申請書提出後の予定	10P
7. 変更届について（登録完了後）	10P
8. 問合せ先	10P

令和3・4年度分入札参加資格審査 <持参> 受付日程表

市内・準市内業者（本市に支店・営業所のある業者）は持参のみ受付ます。

※受付場所での対面審査を希望されない場合、返信先を明記し、84円切手を貼った返信用封筒を持参してください。後日審査を行い、受付票等を返送いたします。

受付期間 令和3年1月18日～令和3年1月29日（土・日を除く）

受付時間 午前10時～12時 及び 午後1時～4時

1月18日（月）	1月19日（火）	1月20日（水）	1月21日（木）	1月22日（金）
役務提供の受付に限定します	物品の受付に限定します	建設工事又はコンサルタントの受付に限定します	役務提供の受付に限定します	物品の受付に限定します
1月25日（月）	1月26日（火）	1月27日（水）	1月28日（木）	1月29日（金）
建設工事又はコンサルタントの受付に限定します	全業種の受付を行います	全業種の受付を行います	全業種の受付を行います	全業種の受付を行います
受付場所：泉大津市役所 3階 大会議室				

※ 全業種とも不足書類等の提出については、全日可能。

※ 1つの会社が複数業種申請する場合のみ、いずれかの申請業種の該当日にお越しくされれば全業種受付いたします。（代行等で複数業者の申請をされる場合、業種の異なる他社分は受付できませんので、当該業務の受付日にお越しくください。）

市内・準市内業者（本市に支店・営業所のある業者）の申請に来られる方へ
新型コロナウイルス感染症等感染拡大予防について お知らせとお願い

泉大津市では入札参加資格審査の受付にあたり、以下のような対策を実施します。

1. 受付会場は、大会議室とし、広いスペースを確保します。
2. 手指消毒のアルコールを用意しています。
3. 担当職員はマスクを着用し、申請者との間に、アクリルのパーテーションの仕切り板を設けます。

申請に来られる方は、マスクの着用をお願いします。

また、発熱がある方、具合の悪い方のお越しはご遠慮くださいますようお願いいたします。

令和3・4年度分入札参加資格審査 <郵送> 受付案内

市外業者は、郵送のみ受け付けます。

<受付期間> 令和3年1月18日～令和3年1月29日（当日消印有効）

<送付方法> 簡易書留・書留郵便・レターパックのみ可

<送付先>

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所総務課 契約検査係 まで

§ 郵送時の注意事項 §

1. 封筒などの表面に「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。
建設工事・コンサルト・役務・物品のうち複数を希望の場合、同封送付でもかまいません。
原則、提出書類の返却はしません。
2. 必ず、返信先を記入した返信用封筒（84円切手貼）を同封してください。
建設工事・コンサルト・役務・物品のうち複数を同封の場合、返信用封筒は1通でかまいません。
3. 審査書類受領後、「受付票」（市が発行します）を返信用封筒にて郵送します。ただし「受付票」の発行は、書類受領の証明であり、有資格者と認定したものではありません。
4. 審査の結果、提出書類に不足あるいは不備があった場合は、返信用封筒に不足（不備）書類提出用の「（仮）受付票」を同封して返送しますので、令和3年2月26日（金）までに必着で不足（不備）書類を送付してください。期間内に提出なき場合は受付を取り消すこととなりますのでご注意ください。
5. 消印が確認できないため、宅配便・メール便など、郵送以外での送付はご遠慮ください。

令和3・4年度泉大津市入札参加資格審査申請

(建設工事、測量・建設コンサルタント、役務提供、物品購入)

の受付を次の内容により行います。

1. 資格要件

申請者は次のすべての要件を満たしていること

(1) 本市の入札及び契約等において次の項目に該当すると認められた者で、その事実のあった後2年間を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでの一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること

ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174

条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納していないこと。また本市の課税を滞納していないこと。
- (7) 「建設工事」を申請する者は、建設業法第3条の規定に基づく許可を受けていること。
- (8) 「測量・建設コンサルタント」を申請する者は、その営業について必要とする登録及び規定により登録することができるものについては必ず登録を受けていること。
- (9) その他法令等の規定によりその営業について免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (10) 資格審査基準日（令和3年1月18日）現在において、1年以上当該希望業種の営業を行っていること。
- (11) 「建設工事」を申請する者は、資格審査基準日現在において、有効な経営事項審査（建設業法第27条の23）を受審していること。
- (12) 「建設工事」を申請する者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

2. 申請の制限

- (1) 「建設工事」と「測量・建設コンサルタント」は重複して申請できません。
- (2) 申請できる業種は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント」及び「物品」については、**大分類にて3業種まで**とし、「役務提供」については、**大分類にて2業種まで**とします。
- (3) 一人の代表者は、複数の会社の代表者を兼ねて申請することはできません。
- (4) 営業所（受任者）ごとに扱う業務を異にする等の理由で、一つの業種に同じ会社が重複して申請することは禁じます。

3. 資格の停止と抹消

- (1) 廃業した場合、申請書類に虚偽の記載があった場合及び参加資格に係る許可・免許・登録を有しなくなった場合は、参加資格を抹消します。
- (2) 前記資格要件に欠格が生じた場合、必要な変更届を提出しなかった場合及び会社更生法、民事再生法の手続き開始の申し立てがなされた場合は、参加資格を抹消することがあります。
- (3) 泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき、資格の停止をすることがあります。

4. 申請の時期等

(1) 対象業者

平成31・32（令和2）年度の入札参加資格登録があり、令和3・4年度も引き続き登録を希望する者 及び 新規で登録を希望する者

(2) 受付方法・期間

- ・ **市内業者** 及び **準市内業者**（本市に支店または営業所のある業者）は直接持参のみで受付
＜期間・提出先＞

令和3年1月18日（月）～1月29日（金）泉大津市役所 3階大会議室
午前10時から午後4時（正午から午後1時を除く）

- ※ 混雑を避けるために業種別の申請日を設定しておりますので、
別紙「日程表」に従って申請してください。

- ・ **市外業者**は郵送のみで受付

＜期間＞令和3年1月18日（月）～1月29日（金）当日消印有効
＜送付先＞簡易書留・書留郵便またはレターパックにて
〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市役所総務課 契約検査係 まで

(3) 提出様式

泉大津市独自様式とする。（ホームページよりダウンロードしてご利用ください）

(4) 提出部数 1部

5. 申請についての注意事項

資格の有効期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとします。

資格審査基準日は、令和3年1月18日とします。

申請の際に提出する各種証明書は、資格審査基準日から遡って**3箇月以内**に発行されたものに限ります。

市内業者・準市内業者は、直接持参のみ受け付けます。申請書の提出は、記載内容について説明できる方が持参してください。

市外業者は、郵送のみ受け付けます。簡易書留・書留郵便またはレターパックで、総務課契約検査係まで郵送してください。くれぐれも不足書類のないようお願いします。

申請書はフラットファイル（紙ファイル）に綴込ものと業者カードなどクリアホルダー（透明のビニール）に挟むものがあります。業種によりファイルの**指定色**が異なりますので、間違えないよう注意してください。

受付後、受付票（申請が認められた場合の登録番号となります）をお渡しします（郵送受付は返送用封筒にて）ので、大切に保存してください。なお、内容の不備について軽微なものについては（仮）受付をいたしますが、指定日までに完備されない場合は、登録を認めません。

本市では入札参加資格審査申請受付事務を総務課で統一して行っているため、新たに他部局（水道・病院等）へ申請する必要はありません。

提出書類及び本市との契約に関する情報（業者ランクを含む）は法令等に基づいて公開することがあります。

希望業種について、次のことにご留意ください。

1. 希望業種については、各分類表から選択すること。
2. 水道本管工事（概ね口径300mm以下）は「配水管工事」を選択すること。
3. 道路区画線、防護柵、カーブミラー等は「交通安全施設工事」を選択すること。
4. 計量証明事業については、「測量・建設コンサルタント」で登録する場合は、建設コンサルタント業務に付随するものに限ることとし、測定・調査・報告のみを主な業務とする場合は「役務提供」で登録すること。（どちらか一方とする）
5. 役務提供・物品購入については、大分類のほか中・小分類の区分コードについても、必ず分類表で希望業種の分類コードを確認のうえ、記入すること。

発注条件等

今回提出された書類により、新たに会社の経営状況・その他の評価を見直すこと、また従来見積にて随意契約していたものを入札契約へ移行するなど手続き上の見直し、その他諸条件が変わることがあります。従って、過年度において指名実績があっても、必ずしも新年度の指名の対象とならない場合があることを了承の上、申請していただくようお願いします。

6. 申請書提出後の予定

(1) 登録について

申請書の受付が完了した方については、資格審査の上、適正と認めた場合にのみ本市に登録いたします。なお、その結果については登録者名簿の公表をもって通知に代えるものといたします。総務課契約検査係窓口・本市ホームページ（入札参加有資格者名簿）で公表（4月1日予定）いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(2) 格付について

建設工事、コンサルタント業務については、業種ごとに発注金額に対応した格付けを行います。

(3) 建設工事希望者は、建設業法の規定により請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないので毎営業年度経過後できるだけ速やかに経営事項審査申請を行ってください。

入札又は契約締結に際して、有効な経営事項審査結果通知書の提示を求めます。（7の(4)参照）

7. 変更届について（登録完了後）

(1) 登録完了後、社名、代表者、受任者、所在地、電話番号等に変更が生じた場合は速やかに「変更届」を提出してください。

(2) 「変更届」様式（本市独自様式）及び添付必要書類については本市ホームページよりダウンロードが可能です。

(3) 「変更届」は登録業種（受付番号）ごとに作成し、左上段の「登録番号」欄には必ず受付番号を記入してください。

(4) 建設工事の「経営事項審査結果通知書」については、それぞれの入札時点で確認するため、更新ごとに送付の必要はありません。

(5) 合併、営業譲渡等については「変更届」で基本的に処理できないため事前相談を行ってください。

8. 問合せ先

泉大津市東雲町9番12号

泉大津市総務部総務課契約検査係

（電話） 0725-33-1131

（内線2426～2427・2438）

（FAX） 0725-21-0412（代表）

（泉大津市ホームページアドレス）

<http://www.city.izumiotsu.lg.jp/>